

いじめ防止基本方針

岐阜市立岐阜商業高等学校

ここに定めるいじめ防止基本方針は、国によって平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針を示すものである。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 定義

この基本方針は法に基づくものであり「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態に対処するものとする。

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を持つよう生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識を高め日常的な態度を養う。
- ・いじめには、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・けんかやふざけ合いがあつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・部内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる部活動を目指す。
- ・学校の教育活動やMSL活動などの体験機会を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・いじめ防止基本方針について、ホームページへ記載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を入学時・各年度の開始時に生徒・保護者・関係機関等に説明する。

- ・教職員はいじめを認知した場合には、速やかに学校いじめ防止対策委員会にいじめに係わる情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない法的義務を負う。

(4) 保護者の責務

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめについて対応することが大切である。保護者は、保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努める。また、いじめを受けた場合は、適切にいじめから保護する。保護者は学校が講ずるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織<必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

[組織の名称]

いじめ防止対策委員会

[組織の構成員]

- ・学校関係者 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導係、関係教員（担任、部顧問等）教育相談（人権教育）係、養護教諭
- ・第三者 PTA代表、学校評議員等、臨床心理士（外部専門家）

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行うため、いじめ防止対策委員会を組織する。
- ・年2回（6月と2月）いじめ対策防止委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について、第三者の意見を参考に見直しを図る。
- ・取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。

(2) 年間計画（いじめ防止プログラム）

目的：未然防止…（未） 早期発見…（早）

月	行 事	取 組 内 容 (目的)
4	始業式・入学式	・校則、いじめ、SNS等の講話（未） 生徒・保護者・関係機関に説明する。
	クレペリン1年・シグマ2・3年	・実態調査・分析（未）・（早）
	HR運営委員会	・いじめに関するテーマを設ける（未）
	生徒理解連絡会	・生徒情報の共有（未）
	1年生オリエンテーション	・いじめ防止に関する講話（未）
	各学年会・生徒指導部会（週一回）	・生徒の生活状況や問題意識等の確認
	目安箱の設置（迷惑調査）（年間）	・目安箱の説明（未）・（早）
	人権教育推進委員会	・人権教育の年間計画の確認

5	全校集会 生徒理解連絡会 教育相談（二者面談） 第1回迷惑調査（いじめを含む） MSリーダーズ活動開始（2月まで）		<ul style="list-style-type: none"> ・校則、いじめ、SNS等の講話（未） ・生徒情報の共有（未） ・生徒の生活状況や問題意識等の確認（未）・（早） ・自己有用感・自己肯定感の育成
6	職員研修（教育相談） 全校集会 いじめ防止対策委員会 （学校評議員会）		<ul style="list-style-type: none"> ・心理検査等の有効な活用方法についての研修（未） ・校則、いじめ、SNS等の講話（未） ・いじめ防止の年間の取組について検討 ・学校の方針と具体的対応の確認
7	第1回県いじめ調査（4～7月） 三者懇談 終業の会・全校集会 夏季休業		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査（4～7月） ・生徒の状況について共有する ・家庭生活の状況確認（未）・（早） ・夏季休業中の生活に対する注意喚起
8	始業の会・全校集会		<ul style="list-style-type: none"> ・身だしなみ検査
9	命を守る訓練・全校集会		<ul style="list-style-type: none"> ・校則、いじめ、SNS等の講話（未） ・夏季休業明けの生徒情報交換会
10	人権講話 第2回迷惑調査（いじめを含む）		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談についての研修（未） ・いじめ、迷惑調査（全校）（未）・（早）
11	教育相談（二者面談）		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況や問題意識等の確認
12	第2回県いじめ調査（8～12月） 三者懇談 終業の会・全校集会		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査（8～12月） ・家庭生活の状況確認（未）・（早）
1	始業の会・全校集会		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業明けの生徒情報交換会（未）・（早）
2	いじめ防止対策委員会 （学校評議員会）		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 ・今年度の反省と来年度に向けての方針
3	第3回県いじめ調査（1～3月）	▼▼	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査（1～3月）

3 いじめ発生時の対処

(1) いじめ発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護

者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

〔組織対応〕

- ・生徒指導委員会（校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、HR担任、部顧問、教育相談係、養護教諭、生徒指導部員等）による対応
※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を市教委を通じて活用する。
- ・早期発見・事案対処マニュアルを定め、全教職員に徹底を図り対応する。（別紙）

〔対応順序〕

- ・早期発見・事案対処マニュアル従い対応する。（別紙）

※問題の「解消」とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題再発を防ぐ教育活動を行うことである。
※いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この2つの要件が3カ月を目安として満たされている必要がある。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

〔対応の留意点〕

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断できないことに留意する。

〔対応順序〕

- ・迅速な県教委（地域担当生徒指導主事）および市教委への報告ののち、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体か、県・市教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・生徒指導委員会に、さらに必要な第三者を加える場合がある。
 - ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
 - ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を市教委を通じて活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委（地域担当生徒指導主事）および市教委と連携を取り、指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。

- ・生徒、保護者の心情を理解することを基盤として、いじめの事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- ・調査結果は県および市教委に報告する。
- ・学校は、県および市教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめが重大事態に発展した場合には、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせる報告書の作成が必要となったり、訴訟等に、発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成26年	4月	策定
平成27年	4月	一部改訂
平成28年	4月	一部改訂
平成29年	3月	一部改訂
平成29年	10月	一部改訂